

令和2年5月29日
 令和2年6月26日改訂
 令和2年10月1日改訂
 令和2年11月1日改訂
 令和3年1月8日改訂

国分寺市立cocobunjiプラザ施設利用に係る留意事項

1 施設予約に当たっての留意事項

国分寺市内の公共施設は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、「緊急事態宣言解除後における国分寺市の公共施設再開のフロー」に基づき以下のとおり段階的に再開しており、現在は第4段階にあたります。

利用内容や利用人数に制限を設けているため、施設の予約を行う際及び当日の利用に際しては、必ずこの留意事項の内容をご確認ください。

なお、施設予約が可能な期間については、窓口混雑による感染拡大を防止するため、段階的に申請できるものとします。

「緊急事態宣言解除後の国分寺市の公共施設利用のフロー」における文化振興課所管施設の位置づけ

利用の目安	利用内容	利用時間	備考
第1段階	・公共施設予約システムで7月分(午前・午後)のみ施設予約を開始	—	—
第2段階 第3段階	・控室を除いた施設の貸出(午前・午後) ・(引き続き)公共施設予約システムにて7月分(午前・午後)のみ施設予約可能	9時00分 ～17時00分	※定員の制限や使用条件があります(詳しくは次ページ以降参照)
第4段階	・全施設の貸出(午前・午後・夜間) ・令和3年1月7日付け緊急事態宣言の発出により1月8日から夜間利用を中止します ※宣言解除後、本部決定により特例を解除する ・8月分以降の施設予約を段階的に開始 【抽選予約】 Aホール 令和3年4月分 Aホール以外 11月分 【先着予約】 Aホール 令和3年3月分まで	9時00分 ～22時00分 ～17時15分	※定員の制限や使用条件があります(詳しくは次ページ以降参照) ※貸出施設以外については19時30分で閉館します

	Aホール以外 10月分まで		
第5段階			

※ 第5段階以降は、適切な感染防止対策を講じたうえで、適宜制限を緩和していく。

一※ 令和3年1月8日現在、第4段階【緊急事態宣言再発出に伴う特例】で対応。「緊急事態宣言の再発出に伴う国分寺市の公共施設利用フロー」を確認してください。

【第1段階の留意点】

一○施設予約に関しては、お手持ちのPC・スマートフォン等でご対応ください。

一○施設内の公共施設予約システムを使用する場合、システム使用後は端末の消毒をお願いします。

【第2段階～第4段階の留意点】

○各施設の最大利用人数は次のとおりです。

施設名	制限後の定員	通常の定員	備考
リオンホール(A+B)	130人	260人	主催者側も含む
リオンホールA	65人	130人	主催者側も含む
リオンホールB	65人	130人	主催者側も含む
セミナールーム	13人	30人	主催者側も含む

※ 制限後の定員は、最大使用人数です。

※ 保護者等が乳児(生後6か月未満に限る)と同伴の場合は、保護者等と乳児を合わせて1人として算定します。

※ 令和3年1月7日付け緊急事態宣言の発出により、1月8日以降は夜間の貸出しは中止します。

※ 宣言解除後、本部決定により特例を解除。

【第5段階以降の留意点】

○第5段階以降は、適切な感染防止対策を講じたうえで、施設内で一部使用不可としている部分も適宜制限を緩和していきます。

2 施設利用における制限事項

○下記については、感染リスクが高いため、施設のご利用はご遠慮いただきます。

- ・不特定の方が集まり、参加者の連絡先等を把握できないもの
- ・参加者が特定できる場合において、各施設の制限後の定員を超えて集まるもの
- ・三つの密(密閉, 密集, 密接)のいずれかが発生するおそれのあるもの
- ・大声を出したり、歌を歌ったりするもの(3-(4)の一つ目の項目に基づいて協議し、利用可としたものを除く)
- ・呼気が激しくなるもの
- ・飲食を伴うもの(水分補給は除く。パントリーは使用不可)
- ・吹奏楽など飛沫リスクがあるもの(3-(4)の一つ目の項目に基づいて協議し、利用可としたものを除く)
- ・社交ダンスなど人と人との接触が主となるもの(3-(4)の一つ目の項目に基づいて協議し、利用可としたものを除く)

- ・その他感染のおそれがあると認められるもの

3 施設利用する上での留意事項

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の留意事項を確認の上、施設をご利用ください。なお、窓口での本申請時に留意事項に関するチェックシートへの記入をお願いいたします。

(1) 体調に変化のある方などは利用しないこと

- ・参加者全員が、当日事前に体温を測定し、発熱等体調に変化がある場合は、参加しないこと（事前に参加者に周知すること）。
- ・過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は、参加しないこと
- ・主催者は、活動開始前に、参加者全員に対し、体温測定、症状の有無、過去2週間の発熱等を確認し、体調に変化のある方の参加を認めないこと。特に、不特定の参加者を対象とするイベント等を開催する主催者は、参加者が入場する際に検温を実施し、平熱+1度以上の熱が記録された場合などの風邪の症状があると認められる者に対して入場を制限するなど対処すること。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配する方は参加者しないこと

(2) 飛沫対策、消毒、換気、間隔確保に努めること

- ・利用者全員がマスクやフェイスシールドを着用すること。なお、マスクやフェイスシールドは、利用者が準備すること。
- ・施設に入る際の手指のアルコール消毒を行うこと。また、活動途中も適宜消毒・手洗いを励行すること。なお、手指用の消毒剤等は、利用者が準備すること
- ・施設の楽器（ピアノ等）を使用する際には、演奏前及び演奏後に手指を消毒するなど利用者側で感染症対策を講じること
- ・利用後は、主に参加者の手が触れる場所、共用する器具等を消毒用アルコールで拭き取りを行うこと。なお、消毒の際は、施設で用意したアルコール等を使用すること。
- ・床に飛沫がつく可能性がある場合は、シート等を敷き、利用後は各自持ち帰ること。
- ・複数の窓や扉を開けるなど、通気の良い換気を、頻繁に実施すること。
- ・人を密着させない環境を整備すること（人と人の間隔は「できるだけ2m・最低1m」を確保する / 対面での会話はしない、など）。
- ・規模（参加人数）を縮小すること（「できるだけ2m・最低1m」が確保できる人数とすること）。
- ・大声での発声、歌唱、また近接した距離での会話等が行われないようにすること
- ・飲食はしないこと（水分補給は除く）。

(3) 感染発生にそなえること

- ・施設利用者の中で感染が判明した際に、必要に応じて保健所の要請に基づき個人情報を提供する可能性がありますので、利用者氏名及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレスのうち、連絡がつきやすいもの）を施設利用票に記載し、提出してください。なお、提出された施設利用票はそれ以外の目的では使用しません。また、施設利用票は保健所に提出しない場合であっても、市が責任をもって1か月間保管したのち、破碎破棄します。

(4) その他

- ・団体等の活動においては、全国規模の組織・団体等が示す利用におけるガイドラインが示されている場合、そのガイドラインを基に団体独自の感染拡大防止対策を示した具体的な方針を

作成し、施設管理者と協議のうえ利用可否を決定します(全国規模の組織・団体等が示すガイドラインが示されていない場合は利用できません。ガイドラインが示されてから、施設と協議を進めてください。なお、活動が類似する団体を参考にすることも可とします。)

- ・イベント等を計画する段階で、開催前の準備や開場時間、また開催後の撤去や消毒等においても、十分な時間を確保し、密な空間の防止に努めること。
- ・上記事項について、施設管理者の指示に従うこと(指示に従っていただけない場合、施設使用を中止していただく場合があります。)
- ・飛沫リスクが高い活動(合唱、吹奏楽等)で観客を入れる公演を希望する場合は、具体的な方針を記載した公演計画書を作成し施設管理者へ提出してください。その後、市と協議のうえ利用可否を決定するものとします。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況によりましては、急きょ貸し出しを中止する場合があります。